



社団法人 岐阜県産業環境保全協会 会報

ぎふ 環境保全

VOL.
73

• 発行 •
平成20年
1月15日



行政ニュース

◆産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付状況
報告書の提出について

岐阜市環境事業部産業廃棄物指導課
岐阜県環境生活部廃棄物対策課



あいさつ 年頭に当たって	(社)岐阜県産業環境保全協会理事長 坂 志郎	2
	役員一同	3
	岐阜県環境生活部長 高田 幸三	4
	岐阜市環境事業部長 宇野 邦朗	5

行政ニュース 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付状況報告書の提出について	岐阜県環境生活部廃棄物対策課 岐阜市環境事業部産業廃棄物指導室	6
--	------------------------------------	---

振興局だより 「ぎふ自然体験塾」について	岐阜県岐阜振興局環境課	8
----------------------	-------------	---

シリーズ わがまちの産業廃棄物問題と対策 可児市長 山田 豊	10
--------------------------------	----

トピックス 地球温暖化対策のための環境自主行動計画の策定	(社)全国産業廃棄物連合会	11
------------------------------	---------------	----

協会だより (社)岐阜県産業環境保全協会	
坂理事長が旭日中綬章を受章	17
理事会の開催	17
委員会の開催	17
産業廃棄物処理施設の視察	18
巡回指導・パトロールの実施	18
産業廃棄物関係法令等研修会の開催	18
リスクアセスメント推進研修会の開催	19
(社)全国産業廃棄物連合会	
リスクアセスメント相談員養成研修会の開催	19
第6回産業廃棄物と環境を考える全国大会の開催	20
2007 NEW環境展・名古屋会場の開催	20
岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会(第8回委員会)の開催	21
産業廃棄物処理関係講習会の受講結果	21
新規加入会員の紹介	22
社名変更の紹介	22
お知らせ	
許可の有効期限にご注意	23
協会への入会のおすすめ	24
会費の納入は便利な口座振替で	25
産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入方法	26
編集後記	28

表紙写真 「早春の乗鞍」(高山市) フォト飛水 山本 隆典



年頭に当たって

理事長 坂志郎

明けましておめでとうございます。

平成20年の新春を迎え、会員の皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

2007年のノーベル平和賞が、地球温暖化防止に取り組んできた、アメリカのアル・ゴア前副大統領と国連の「気候変動に関する政府間パネル（I P C C）」に贈られました。I P C Cは、「今後20～30年の間に強力な対策を講じないと、もはや取り返しがつかない事態を招く」と、警告を発しています。

このほど、地球温暖化対策として、「全国産業廃棄物連合会環境自主行動計画」が策定されました。その目標は、「（産業廃棄物処理業者は）2010年度における温室効果ガス排出量を、基準年の2000年度と同程度に抑制する」というものです。会員の皆さんには、目標の達成に向けた努力をお願いします。

昨年の世相を表す漢字は、「偽」でした。食品などの偽装が次々と発覚しました。偽表示で、老舗が長年培った信頼を一瞬にして失ってしまいました。そして、食品業界の全体の評価も失墜させてしまいました。我々の業界も、コンプライアンスに努め信頼を積み重ね行くことが肝要であります。そのため、昨年9月の理事会で、電子マニフェストの導入を平成20年3月末の加入率を収集運搬業者、処分業者とも100%を目指すこととし、研修会の開催や広報活動を実施したところです。しかし、加入率は、全国や東海の各県協会に

比べ当協会はまだまだ低い状況であります。

マニフェストの行政報告が平成19年度実績分から義務化がされました。電子マニフェストの普及は、環境省が優良化制度の一環として推進しているもので、データーの透明性や事務処理の負担軽減にもなります。是非、加入頂きたいと思います。

労働災害の発生状況は、我々の業界は全産業の中でワースト3となっています。災害防止については、法令に規定される最低基準としての災害防止を遵守するだけでなく、自主的に個々の事業場の危険性又は有害性等の調査を実施し、その結果に基づいて適切な労働災害防止対策を講じることが求められています。労働災害を防止する方策として、リスクアセスメントは有効な方法であります。大切な従業員の安全な職場の確保のため是非お取り組み下さい。

今年は、我が国が議長国となる洞爺湖サミットが開催されます。資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減する循環型社会の構築のための3Rの活動も推進されています。環境問題への関心はますます高まってきます。社会変化、経済変化が激しい時代ですが、これに敏感に反応しつつ、誠意を持って着実に業務を遂行していきましょう。

本年も会員の皆様をはじめ関係各位の一層のご支援、ご協力をお願い申し上げ、ごあいさつといたします。

頌 春



年頭に当たり平素のご支援、ご協力を深く感謝申し上げます
とともに本年もよろしくお願ひいたします

平成 20 年 元 旦

理 事 長	坂 志 郎	理 事	竹 中 靖
副理事長	清 水 道 雄	"	津 田 芳 朗
"	後 藤 利 夫	"	丁 明 夫
専務理事	高 木 正 弘	"	丹 羽 武
理 事	臼 井 清 三	"	野々村 清
"	兼 松 誠 吾	"	野 村 清 晴
"	粥 川 長 司	"	萩 義 弘
"	木 村 虎 男	"	服 部 康 夫
"	國 本 吉 男	"	山 口 繁
"	清 水 利 康	"	山 田 輝 幸
"	杉 下 武 夫	"	山 田 範 明
"	鈴 木 孝 郎	監 事	大 村 辰 男
"	鈴 村 兼 利	"	高 木 雅 浩
"	高 井 信 夫		

新年のごあいさつ

岐阜県環境生活部長
高田 幸三

新年あけましておめでとうございます。

平成20年の新春を迎え、一言御挨拶申し上げます。

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、産業廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進に、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、貴協会におかれましては、保全協会報の発行、各種講習会の開催、会員への情報提供など積極的な活動を展開され、改めて感謝申し上げますとともに敬意を表する次第であります。

さて、本県は「飛山濃水」と謳われる山紫水明の県土を有しております、我々はこの美しい自然環境を後世へと引き継いでいく責務を負っています。自然生態系や身近な自然環境、生活環境の保全を図るとともに、廃棄物の減量(Reduce)・再利用(Reuse)・再資源化(Recycle)の3R対策や産業廃棄物等の適正処理を進めることで、天然資源の消費抑制、循環資源の有効活用、環境への負荷低減を図り、循環型社会の構築を推進しております。

産業廃棄物処理に関しましては、学識経験者、処理業関係団体、排出事業者、環境関連NPO、市長会長、町村会長から構成される「岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会」において熱心な議論をいただきしており、産業廃棄物処理施設整備における県の公共関与の在り方を明確にするとともに、産業廃棄物の適正処理の推進を図っております。

また、平成14年度に計画期間を10年間(平成14~23年度)とする「岐阜県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の減量や適正処理の推進を図ってまいりましたが、計画の中間目標年度の18年度を経過したことから、平成17年2月から平成18年1月まで実施した「政策総点検」の結果などを踏まえて、必要な見直し

を行っております。平成23年度の計画目標達成に向けて、「排出量の抑制と資源化の推進」「適正処理の推進と不適正処理の防止」「廃棄物に関する情報公開の推進及び普及啓発」の基本的な考え方のもとに県民、事業者及び行政が協働して計画の推進を図ってまいります。

産業廃棄物の不法投棄に関しては、産業廃棄物(汚泥)をリサイクル製品と称し、不法に投棄したフェロシルト事案など、不適正行為は依然として跡を絶たず、県民の産業廃棄物処理に対する不安感、不信感を募らせております。

県では、産業廃棄物の不適正処理事案に対しては、早期発見、早期措置を基本に厳正厳格に対応しており、平成18年度は、措置命令2件、許可取消8件、事業停止1件、計11件の行政処分を行い、今年度も既に1件の刑事告発に加え、許可取消5件の行政処分を行っております。

さらに、不法投棄が疑われる場合には、職員に加え、警察官OBである廃棄物監視指導専門職や民間警備員を集中配置するとともに、監視カメラを有効に活用して24時間体制で監視を行ったり、立入検査では掘削調査を積極的に実施したりするなど、迅速、透明、かつ厳格な姿勢で、不適正行為の早期発見或いは未然防止に努めております。

排出事業者や処理業者の皆様自らが産業廃棄物の適正処理に努められることが、不適正処理の防止や産業廃棄物処理に関する信頼性の向上につながるものでありますので、今後も皆様の一層の御協力をお願ひいたします。

最後になりましたが、社団法人岐阜県産業環境保全協会の益々の御発展と、今年一年が会員の皆様にとって、よい年でありますよう心からお祈り申し上げます。

年頭のごあいさつ

岐阜市環境事業部長

宇野邦朗

新年明けまして、おめでとうございます。平成20年の新春を迎え、一言ご挨拶申し上げます。

旧年中は、社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、廃棄物処理行政の推進に、ご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

とりわけ昨年9月に開催いたしました「電子マニフェスト説明会」では、貴協会に多大なご尽力をいただき、心から感謝申し上げます。

この電子マニフェスト制度は、事務処理の効率化、法令順守、データの透明性等の観点から大きなメリットがあり、貴協会における更なる普及促進に期待するところであります。

さて、国におきましては、皆様ご承知のとおり、産業廃棄物の適正処理を進めるため、これまでに廃棄物処理法が数回にわたり改正され、排出事業者責任が一層強化されてきました。

このため、本市におきましては、昨年は重点的に排出事業者の委託契約やマニフェストの運用状況を確認するとともに、排出事業者の責務等についてリーフレットにより事業者に説明するなど、その啓発に努めてまいりました。

また、年々巧妙化しております産業廃棄物の不適正事案に対しては、早期発見、早期措置を基本に、事業所への立ち入りやパトロー

ルを強化し、許可取消し等の行政処分を行うなど、引き続き厳正厳格に対処してきたところであります。

一方、本市の大きな課題であります善商による産業廃棄物不法投棄事案につきましては、一昨年に策定しました基本方針に基づき、違法性が確認された排出事業者等に対して措置命令を発出し、これらの者に撤去をさせるとともに、善商に廃棄物を搬入した全事業者に対して、撤去協力要請を行いました。昨年末までに措置命令によるものを合わせると約10万m³の廃棄物が撤去されております。本年も引き続き、本事案の早期解決に向けて努力してまいります。

市長は「市政は、常に市民の安全・安心の確保を最優先に進めることが大切である。」と申しており、廃棄物につきましては、適正に処理されることが重要であります。このためには、産業廃棄物の排出事業者及び処理業者の皆様により構成されます貴協会の果たす役割は限りなく大きいものと考えます。今後も一層その役割、責任を十分に認識していただき、本市の環境行政に深いご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたりまして、貴協会の益々のご発展と会員皆様のご健勝とご活躍を心よりお祈りいたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付状況報告書の提出について

岐阜県環境生活部廃棄物対策課
岐阜市環境事業部産業廃棄物指導室

平成20年4月1日から

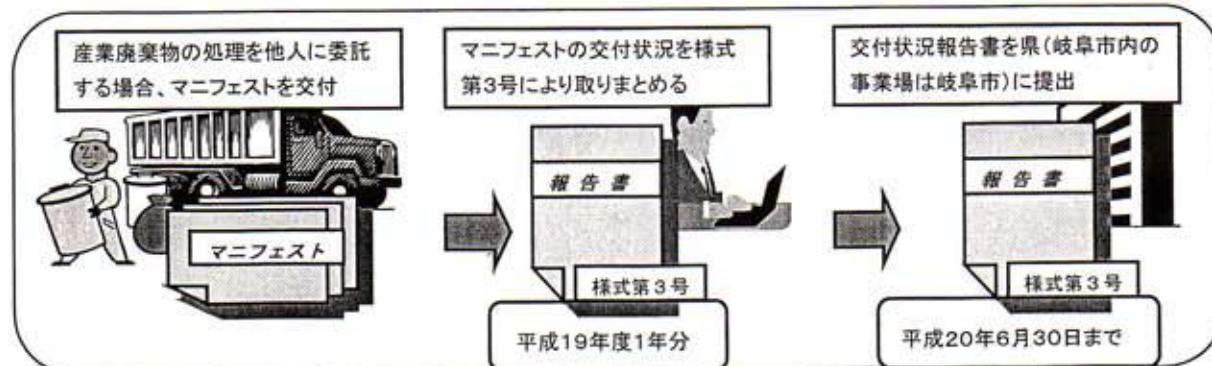
前年度の産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付状況を毎年6月30日までに都道府県知事等に報告しなければならないこととされました。

産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付者は、報告書を作成して都道府県知事等に提出しなければならないこととされています(廃棄物処理法第12条の3第6項)。

この規定は、これまで適用が猶予されてきましたが、平成20年4月1日から適用されることになりました。

これにより、産業廃棄物管理票交付者は、

平成19年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日)に交付した産業廃棄物管理票の状況を様式第3号により平成20年6月30日までに県(岐阜市内の事業場にあっては岐阜市)に提出する必要があります。



様式第3号は、以下のホームページからダウンロードできます。

岐阜県ホームページ <http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11225/kanrihokoku/>

岐阜市ホームページ <http://www.city.gifu.lg.jp/c/13040000/13040000.html>

なお、電子マニフェスト(廃棄物処理法第12条の5)を利用している場合、情報処理センターが都道府県知事等への報告を行うため、事業者自らが報告を行う必要はありません。

この電子マニフェストは、不法投棄や不適正処理の未然防止に有効なものであり、一層の普及を図っていく必要がありますので、導入についてご検討をお願いします。

電子マニフェストに関する問合せ先

財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター普及部

ホームページ <http://www.jwnet.or.jp/> TEL 03-3668-6513

県内に複数の事業場がある場合、代表する事業場が取りまとめたうえで、以下の代表する事業場を管轄する提出先に提出することができます。

ただし、岐阜市を除く県内分と岐阜市分は分けてそれぞれの提出先に提出してください。

提出・問合せ先

●岐阜市を除く県内事業場

岐阜振興局 環境課
〒500-8708 岐阜市司町1 岐阜総合庁舎内 TEL 058-264-1111
西濃振興局 環境課
〒503-0838 大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎内 TEL 0584-73-1111
西濃振興局揖斐事業所 環境課
〒501-0603 揖斐郡揖斐川町上南方1-1 揖斐総合庁舎内 TEL 0585-23-1111
中濃振興局 環境課
〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井大脇2610-1 可茂総合庁舎内 TEL 0574-25-3111
中濃振興局中濃事務所 環境課
〒501-3756 美濃市生櫛1612-2 中濃総合庁舎内 TEL 0575-33-4011
中濃振興局中濃事務所 環境課郡上市駐在
〒501-4292 郡上市八幡町初音1727-2 郡上総合庁舎内 TEL 0575-67-1111
東濃振興局 環境課
〒507-8708 多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎内 TEL 0572-23-1111
東濃振興局恵那事務所 環境課
〒509-7203 恵那市長島町正家後田1067-71 恵那総合庁舎内 TEL 0573-26-1111
飛騨振興局 環境課
〒506-8688 高山市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎内 TEL 0577-33-1111
飛騨振興局 環境課下呂市駐在
〒509-2592 下呂市萩原町羽根2605-1 下呂総合庁舎内 TEL 0576-52-3111

●岐阜市内の事業場

岐阜市 環境事業部 産業廃棄物指導室

〒500-8720 岐阜市神田町1-11 岐阜市役所南庁舎内 TEL 058-265-4141

岐阜県 環境生活部 廃棄物対策課

〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1 岐阜県庁 TEL 058-272-8217(直通)

岐阜市 環境事業部 産業廃棄物指導室

〒500-8720 岐阜市神田町1-11 岐阜市役所南庁舎 TEL 058-265-4141(代表)

「ぎふ自然体験塾」について

岐阜県岐阜振興局環境課

岐阜県岐阜振興局では、平成14年から「ふれよう身近な自然といきものたち！！～身近な自然を通じて環境を考える～」をテーマに、岐阜圏域で環境に係わる活動をしているNPO、ボランティアのみなさんと協働して、次代を担う小学生とその保護者を対象とした体験型環境教育「ぎふ自然体験塾」を開催しています。

都市近郊に残された自然やいきものの観察やふれあいを通して、日常の何気ない行動と環境のかかわりを実感するきっかけとしています。また、岐阜圏域内で環境に係わる活動しているNPO、ボランティアのみなさんの活動内容を知る機会としています。

平成19年度の活動内容

第1回 伊自良川の魚たち 一親子で魚捕り一

- ・開催日：9月8日(土)
- ・場所：伊自良川（岐阜市）
- ・講師：どろんこ探検隊隊長 寺町 茂さん
- ・内容：魚捕り、淡水魚の調査、投網体験



第2回 達目洞の自然 一希少植物ヒメコウホネの保全一

- ・開催日：10月20日(土)
- ・場所：岐阜市達目洞
- ・講師：達目洞自然の会事務局 加納一郎さん
- ・内容：ヒメコウホネの保全活動、稲刈り体験



第3回 秋の里山探検隊 一森の秘密を探ってみよう！一

- ・開催日：11月10日(土)
- ・場所：岩戸公園
- ・講師：NPO法人飛騨美濃自然学校 高屋良平さん
- ・内容：里山の自然観察、どんぐり拾い



第4回 長良河畔の竹林 一竹林観察と竹細工づくり一

- ・開催日：12月8日(土)
- ・場所：長良川河川敷
- ・講師：「風と土の会」小野賢吾さん

- ・内 容：河川敷の竹林観察、竹細工体験

第5回 長良川の野鳥 一渡り鳥の観察一（予定）

- ・開催日：1月19日(土)
- ・場 所：長良川河畔
- ・講 師：(財)日本野鳥の会岐阜県支部 大塚之穂さん
- ・内 容：渡り鳥のバードウォッチング



環境教育の成果

平成14年度から「ぎふ自然体験塾」を開始して、今年度で6年目になりますが、この間、小学生とその保護者110組256名の参加がありました。

参加者の声を聞きますと、身近な自然へのふれあいを体験して、貴重な感動とともに環境保全の必要性を認識されており、大変意義のある体験型環境教育を今後とも継続していきたいと考えています。なお、参考のため、以下に参加者から寄せられた感想の一部を掲載します。

- ・今回のような体験を久々にして、子供の成長を感じることができて良かった。こんな身近な場所にアカザ、スナヤツメ等絶滅危惧種がいることに驚きました。川が汚れてきていると聞いて、更なる配慮、取り組みが必要なのだと痛感しました。
- ・小2の息子は、トンボや小魚やエビを捕まえ本当に楽しそうでした。また、実際にスッポンを見て、図鑑で見たのと同じで「スッポンだ、指を噛まれちゃうんだよ。」とすごくうれしそうでした。
- ・達目洞のような貴重な自然を守るように、少しでも意識して子供らに説明してやりたいと思います。
- ・稲刈り体験は、初めての経験で楽しかったです。
- ・母子家庭のため、こういうことはなかなか経験させてあげられないでの、とてもよい企画に参加できて良かったなと思いました。
- ・子供がいきいきと山登りをしたり、どんぐりを拾ったりする姿を見てうれしくなりました。
- ・オオタカやハヤブサが、こんな身近にいるとは驚きました。高い山に行かなくても、鳥は身近にいるんだなあと判りました。
- ・日本野鳥の会の熱心なお話しに大変感謝します。カワセミが小鳥を補食するシーンを見ることができ、大変有意義でした。



わがまちの産業廃棄物問題と対策



心豊かな活力とうるおいのある住みよい都市・可児
～循環型社会への取り組み～

可児市長 山田 豊

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃から廃棄物の適正な処理をはじめとする環境行政に対して格別のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

岐阜県の中南部にある可児市は、名古屋市および岐阜市から30km圏内に位置し、丘陵地には住宅団地や工業団地、ゴルフ場の開発が進み、県中濃地域の拠点都市として成長しています。

市の北端部には、国定公園「日本ライン」木曽川の清流があり、中央部を流れる可児川や久々利川は豊かな田園地域を形成しています。また市町村合併に関しては、平成17年5月に可児郡兼山町を編入合併し、新しく人口10万人の都市となりました。

可児市では、環境基本計画に基づき、「循環」・「共生」・「持続」・「連携」・「協働」の5つを基本理念に、「将来世代につなぐ環境文化都市・可児～共に考え、行動する、環境に気づかう市民文化が息づく都市の創造～」を目指すべき環境像に掲げています。こうした将来像を具現化していくため、自然環境および地球環境の保全への取り組みをおこなっています。平成12年12月、ISO14001の認証を取得し、省資源・省エネルギーの推進、廃棄物の発生抑制・減量化とリサイクルの推進、環境に配慮した事務・事業活動の推進の分野で環境目的を掲げ、全庁一丸となって達成に向けて取り組んでおります。

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄の社会の中で生み出された諸問題は、昨今、地球レベルで解決の糸口を見出そうとしていますが、原点はやはり私たちの身の周りの生活にあります。市民一人ひとりがごみの減量化と資源化に取り組み、いわゆる「3R」(リデュース、リユース、リサイクル)を実践していただくとともに、行政としては、昨年度建設した全天候型リサイクルステーション「エコドーム」における資源回収、イーエムボカシの普及活動、生ごみ処理機の設置補助、集団資源回収の奨励などを実施しています。

一方、一般廃棄物については、平成11年度に完成した可茂衛生施設利用組合「ささゆりクリーンパーク」で処理しております。可燃ごみは焼却後の灰を溶融スラグにし、アスファルト道路の補修剤などに利用され、金物類やガラス類などの不燃ごみやビン資源なども破碎・選別の処理工程によりリサイクルに努めています。

本市の産業廃棄物に関する事案で思い起こされるのは、市南東部の丘陵地に埋められた「フェロシルト」の一件であります。地元自治会のご尽力と県・市の連携によって、県内で最も早く平成18年8月に全量撤去に至りました。こうした産業廃棄物の不法投棄は年々増加し、内容も悪質化・巧妙化しているといわれます。

現在、市内には産業廃棄物処分場がございません。そのような状況の中で、市といたしましても各事業所へは産業廃棄物の適正な処理を呼びかけていきますが、さまざまな問題が発生した場合におきましては、貴協会にご協力いただくことが不可欠であると考えております。今後とも、県内の廃棄物の適正な処理に尚一層のご理解とご協力を願い申し上げます。

最後になりましたが、貴協会のますますのご発展と会員の皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

地球温暖化対策のための環境自主行動計画の策定

(社)全国産業廃棄物連合会

全国産業廃棄物連合会長から下記のとおり通知がありましたので、お知らせします。

全産廃連発第275号
平成19年11月30日

各正会員
会長・理事長 様

社団法人全国産業廃棄物連合会
会長 國 中 賢 吉

地球温暖化対策のための環境自主行動計画の策定について

当連合会の事業運営につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、正会員各位には、マスコミ報道等を含め地球温暖化問題に代表されるように環境問題が年々深刻化し、より一層の取り組みの必要性についてご理解頂いているところであると存じます。

これまで産業廃棄物処理業界は、産業活動に伴い発生する産業廃棄物の適正処理を推進することによって、環境保全の推進に貢献してきたところですが、グローバルな視点に立った取り組みの推進は、産業廃棄物処理業に対する社会からの理解と信頼を得、社会との共生関係を築くために欠かせない事業となります。

地球温暖化対策については、京都議定書目標達成計画(平成17年4月28日閣議決定)において、業種ごとに削減目標を設定した環境自主行動計画の策定と着実な実施が求められており、当連合会へ環境省からも積極的な取組が求められているところであります。

これらの状況を踏まえ、当連合会としても会員アンケート等を含め環境自主行動計画(素案)の策定等の取り組みを進めてきたところであり、そしてこのたび、全国産業廃棄物連合会環境自主行動計画(別添)は平成19年11月13日に開催された第120回理事会において承認されたところであります。

また、京都議定書の第一約束期間は2008年度から2012年度の5年間であることから、当環境自主行動計画もこれに沿ったものとして2008年度より計画したものであり、更に着実な実施に向け、貴協会のご協力のもと具体的な対策をお願いすることとしております。

つきましては、地球温暖化のための環境自主行動計画の策定に関し、貴協会員に対し周知方よろしくお願い申し上げます。

全国産業廃棄物連合会 環境自主行動計画

平成 19 年 11 月 30 日
社団法人全国産業廃棄物連合会

産業廃棄物処理業界は、産業活動に伴い発生する産業廃棄物の適正処理を推進することによって、これまで循環型社会の形成推進に貢献してきたところであるが、今般、地球温暖化問題に代表されるような地球環境問題が年々深刻化しており、より一層の環境保全活動に取り組むことが必要となっている。地球環境の保全というグローバルな視点に立った取り組みの推進は、産業廃棄物処理業に対する社会からの理解と信頼を得、社会との共生関係を築くことにもつながる。

このような認識に立ち、社団法人全国産業廃棄物連合会は、自ら達成すべき目標を掲げた「環境自主行動計画」を策定し、地球温暖化対策をはじめとして地球環境保全に一層努めることとする。

1. 地球温暖化対策

(1) 目標

産業廃棄物処理業における主要な温室効果ガス排出源は、「産業廃棄物の最終処分に伴うメタンの排出」及び「産業廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の排出」といった産業廃棄物の処理に伴う排出である。社団法人全国産業廃棄物連合会(以下、全産連と略記。)では、全産連正会員協会に所属する産業廃棄物処理業者(以下、会員と略記。)を対象に、産業廃棄物処理量を用いて算定した上記の排出源の「温室効果ガス排出量」を指標として、下記の目標を策定し実現に向けて努力する。

会員は、2010年度における温室効果ガス排出量を、基準年度の2000年度と同程度($\pm 0\%$)に抑制することを目標とする。なお、京都議定書の第一約束期間は2008年度から2012年度の5年間であることから、目標をこの5年間の平均値として達成することを目指す。

産業廃棄物の処理に伴い排出される温室効果ガスとしては、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素があり、これらを二酸化炭素当量に換算して合計した温室効果ガス排出量を管理指標とする。

京都議定書では、これらの温室効果ガスの基準年度を1990年度としているが、全産連においては、現時点から大きく過去に遡って産業廃棄物処理実態を把握することが困難なことから、2000年度を基準年度とする。

現況年度以降、地球温暖化対策を実施しない場合の2010年度の排出量(BaU 排出量)は、基準年度比で7%程度増加する見通しである。現時点で可能な各種の地球温暖化対策を最大限に導入した場合、将来排出量は基準年度と同程度に抑制されると見込まれることから、上記に掲げる目標値を設定している。

(2) 温室効果ガス排出量算定方法

産業廃棄物処理業における温室効果ガス排出源ごとに、以下のとおり、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素排出量を算定する。

① 産業廃棄物の最終処分に伴う排出（メタン）

我が国の温室効果ガス排出・吸収目録(インベントリ)では、産業廃棄物の最終処分に伴うメタン排出量を算定する際、埋立廃棄物の経年的な生物分解を考慮したモデル(FOD法)を用いている⁽¹⁾。FOD法を用いてメタン排出量を算定する場合、過去数十年に亘って埋め立てられた廃棄物の量が算定対象年度のメタン排出量に寄与するため、目標年度に向けた最終処分量削減努力による温室効果ガス削減効果の評価には不向きである。従って、最終処分された産業廃棄物から将来的に排出されるメタンの量を、最終処分を行った年度に一括して計上する方法(IPCCガイドライン⁽²⁾に示されるDefault法)を用いて、メタン排出量を算定する。

$$\text{最終処分に伴う温室効果ガス排出量 (tCO}_2\text{)} =$$

$$\text{種類別の産業廃棄物最終処分量 (t)} \times \text{種類別の CH}_4\text{排出係数 (tCH}_4/\text{t}) \times \text{CH}_4\text{の GWP}$$

・排出係数は、最終処分場の構造別・産業廃棄物の種類別にインベントリで設定される値を用いる。

・GWP：地球温暖化対策推進法第二条第五項の政令で定める地球温暖化係数。

② 産業廃棄物の焼却に伴う排出（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）

インベントリと同様、それぞれの温室効果ガスごとに、種類別の産業廃棄物焼却量に種類別の排出係数を乗じて温室効果ガス排出量を算定する。

$$\text{焼却に伴う温室効果ガス排出量 (tCO}_2\text{)} =$$

$$\begin{aligned} & \text{種類別の産業廃棄物焼却量 (t)} \times \text{種類別の CO}_2\text{排出係数 (tCO}_2/\text{t}) \\ & + \text{種類別の産業廃棄物焼却量 (t)} \times \text{種類別の CH}_4\text{排出係数 (tCH}_4/\text{t}) \times \text{CH}_4\text{の GWP} \\ & + \text{種類別の産業廃棄物焼却量 (t)} \times \text{種類別の N}_2\text{O 排出係数 (tN}_2\text{O/t}) \times \text{N}_2\text{O の GWP} \end{aligned}$$

・排出係数は、産業廃棄物の種類別にインベントリで設定される値を用いる。

③ その他の排出

上記で挙げた以外の温室効果ガス排出源については、インベントリと同様の算定方法及び排出係数を用いて排出量を算定する。なお、我が国のインベントリでは、廃プラスチック類のガス化や高炉利用等の産業廃棄物の代替原燃料利用に伴う温室効果ガス排出量を政策的に廃棄物部門に含めて計上しているが、実態として、産業廃棄物処理業者から排出されるわけではないため、全産連の排出量には含めないこととする。

また、産業廃棄物焼却時の発電及び熱回収による温室効果ガスの間接的な削減効果は、以下のとおり全産連の排出量に含めて評価する。

トピックス

全産廃の温室効果ガス排出量 (tCO₂) =
各排出源の合計排出量 (tCO₂) - 廃棄物発電・熱利用量に相当する排出量 (tCO₂)

廃棄物発電・熱利用量に相当する排出量 (tCO₂) =
発電量 (kWh) × 電力排出係数 (tCO₂/kWh) + 热利用量 (MJ) × 热排出係数 (tCO₂/MJ)

- ・排出係数は、インベントリでは設定されないため、温室効果ガス算定・報告・公表制度で設定される係数を用いる。

(3) 温室効果ガス排出抑制対策

下記事項を中心に、温室効果ガス排出抑制目標の達成に向けて努力する。

① 最終処分場からのメタン排出の抑制に向けた対策

- ・準好気性埋立構造の管理型処分場の推進
- ・生分解性産業廃棄物(紙くず、繊維くず、木くず、動植物性残渣、動物系固体不要物、動物の死体、家畜のふん尿、有機性汚泥)の最終処分量削減
- ・最終処分場発生ガスの回収・処理

② 焼却施設からの二酸化炭素排出の抑制に向けた対策

- ・石油起源の産業廃棄物(廃プラスチック類、廃油)の焼却量削減
- ・マテリアルリサイクルの推進
- ・マテリアルリサイクルに適さない産業廃棄物のサーマルリサイクル推進

③ 焼却施設からのメタン・一酸化二窒素排出の抑制に向けた対策

- ・ダイオキシン類発生抑制自主基準対策済み焼却炉の導入
- ・下水汚泥焼却炉の高温燃焼化の推進

④ 産業廃棄物発電・熱利用の推進に向けた対策

- ・産業廃棄物発電・熱利用設備の設置
- ・産業廃棄物発電設備における発電効率の向上

⑤ その他の温室効果ガス排出抑制に資する対策

- ・不法投棄・不適正処理の防止
- ・バイオマスエネルギー(バイオエタノール、バイオディーゼル、バイオガス、バイオソリッド等)製造の推進
- ・コンポスト化の推進

- ・最終処分場跡地の緑化

(4) 目標達成に向けた措置

産業廃棄物発生量は景気の動向等に左右されやすいため、会員に対するアンケート調査を実施することなどにより、環境自主行動計画の進捗状況を定期的に点検・評価する。進捗に遅れが見られる場合は、適宜、対策の取組み方法を見直すが、目標の前倒し達成が見込まれる場合には、目標値の更なる深堀等について検討する。

また、会員の環境自主行動計画への一層の参加に向けた働きかけや情報提供を行い、各会員の取組みの推進を支援する。

(5) 運輸部門及び民生部門での取り組み

以下のとおり、運輸部門及び民生部門における温室効果ガス排出抑制対策に取り組む。

① 運輸部門における温室効果ガス排出抑制対策

産業廃棄物収集運搬業者の8割以上は建設業や運送業等を兼業していることから、産業廃棄物の収集運搬に伴う温室効果ガスの排出(運輸部門)については、それぞれの業界団体が既に策定している環境自主行動計画に基づいて、温室効果ガス排出抑制対策を推進することとする。

② 民生部門における温室効果ガス排出抑制対策

産業廃棄物処理施設におけるエネルギー使用に伴う温室効果ガスの排出(民生部門)については、現時点では会員における排出実態が把握できないため、環境自主行動計画の数値目標の評価対象に含めていないが、数値目標の有無に関わらず、排出抑制に向けて可能な限り努力するものとする。

次年度以降、エネルギー使用実態や対策実施状況等を調査し、数値目標の策定について検討する予定である。

2. 循環型社会の形成推進

全産連では、産業廃棄物の適正な処理体制の確立のために、全国の処理業者の組織化、経営基盤の整備、研修会の開催、処理技術の研究、福利厚生制度や保険制度の充実、専門誌の発行等の事業をこれまで実施してきた。循環型社会の更なる形成に向けて、今後も以下の取組みを推進する。

① 産業廃棄物処理体制の確立

- ・法令の規制を上回る高い水準での処理を目標とした自主基準の提案、策定及び普及
- ・産業廃棄物管理票(マニフェスト)の電子化の推進による不法投棄や不適正処理の防止
- ・産業廃棄物に関する情報収集と調査、問題点に関する会員への資料の提供、相談、指導

トピックス

② 産業廃棄物処理事業の発展

- ・産業廃棄物処理業の振興方策及び法制度のあり方に関する検討
- ・処理の質の向上を目的とした適正処理推進プログラムの実施
- ・産業廃棄物処理施設に係る税制上の特例措置や融資制度の充実化の要請

③ 知識の向上と普及

- ・産業廃棄物処理専門誌「いんだすと」の毎月発行
- ・研修会の実施、各種講習会の実施協力及び講師の派遣・斡旋、全国行事への協力
- ・ホームページを通した情報の公開 (<http://www.zensanpairen.or.jp/>)

3. 環境管理システム構築の推進

全産連では、会員による産業廃棄物処理業優良性評価制度(以下、優良化制度と略記。)の適合確認の取得を推奨している。優良化制度の適合確認を取得するには、環境保全への取組みとして国際規格のISO14001や環境省エコアクション21等の認証が必要なことから、これらの認証取得に向けた会員への情報提供や普及支援活動を行い、会員の自主的な環境管理への取組みを支援する。また、会員の環境管理の状況を定期的に調査・把握し、産業廃棄物処理業界全体の環境マネジメント水準の向上に努める。

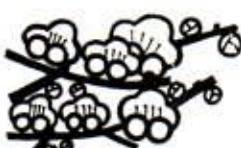
4. その他

全産連及び会員は、以上のとおり、環境自主行動計画に掲げた取り組みを推進していくが、対策効果をあげるには、地域住民をはじめ、中央官庁・地方自治体、産業廃棄物排出事業者、関連業界団体などの理解と協力が不可欠である。今後、環境自主行動計画の着実な実施に向けて、これらの主体との連携を強化しつつ、必要な提言や要望活動についても、積極的に取り組む予定である。

以上

注

- (1) 温室効果ガス排出量算定に関する検討結果 第4部 平成18年8月、環境省温室効果ガス排出量算定方法検討会
- (2) Revised 1996 IPCC Guidelines for National Greenhouse Gas Inventories, Reference Manual(Volume3), waste



〈社)岐阜県産業環境保全協会〉

○坂 志郎理事長が旭日中綬章を受章

当協会の坂 志郎理事長が、平成19年秋の叙勲(地方自治功労)で、元岐阜県議会議員としてのご功績により旭日中綬章を受章され、平成19年11月8日(木)、東京都内の「グランドプリンスホテル赤坂」において、増田寛也総務大臣から伝達されました。

当協会は、平成19年度第4回理事会後の懇談会において、記念品を贈り、そのご栄誉をお祝いしました。



坂理事長に記念品を贈り叙勲受章の栄誉を祝福

○理事会の開催

平成19年度第4回理事会が、平成19年12月12日(水)午後3時30分から岐阜市内の「岐阜グランドホテル」において開催されました。

この理事会では、次の議案が審議され、いずれの議案も全会一致で原案のとおり可決承認されました。

第1号議案 表彰要綱の一部改正

第2号議案 新規加入会員の承認

また、報告事項として、次のことが説明されました。

(1)会議報告

会議への出席者が、次の会議の審議内容等を説明

・岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討

委員会第8回委員会

・第6回産業廃棄物と環境を考える全国大会

(2)委員会報告

各委員会の委員長が、事業の実施結果を報告するとともに、今後の予定事業について説明。

また、広報編集委員会の委員長が、平成19年11月2日(金)に開催された第3回委員会の審議結果を報告

(3)その他の報告

高木専務理事が、公益法人制度改革の動向と、全国産業廃棄物連合会環境自主行動計画の策定について説明

理事会の終了後、正木県廃棄物対策課長に講話をお願いし、岐阜県廃棄物処理計画(改訂)の策定や県産業廃棄物処理施設整備検討委員会の審議状況等について、説明して頂きました。



第4回理事会

○委員会の開催

平成19年11月2日(金)に、本年度3回目となる広報編集委員会が、岐阜市内の「県水産会館」において開催され、協会報「ぎふ環境保全」第73号の編集方針等について審議されました。

○産業廃棄物処理施設の視察

本年度は県外の処理施設を視察したいということで、平成19年10月24日(水)に、豊田市の「日本環境安全事業(株)豊田事業所」と名古屋市港区の「中部リサイクル(株)」を訪れました。

今回は、視察先においてバス2台(参加者65名)の一括受入が困難なことから、2班に分かれて交互に視察先を訪れました。

「日本環境安全事業(株)豊田事業所」では、全国5ヶ所に設置されている巨大なP C B(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処理施設を、「中部リサイクル(株)」では、「ゼロエミッションファクトリー」をコンセプトとして、廃棄物を電気溶融炉で溶融再生し、全て再利用している溶融設備等を見学させていただきました。



日本環境安全事業(株)豊田事業所の
P C B 処理施設オペレーター室



中部リサイクル(株)の廃棄物電気溶融設備

○巡回指導・パトロールの実施

平成19年11月20日(火)と21日(水)に、当協会の自主事業で、飛騨圏域と東濃圏域の巡回指導・パトロールを実施しました。

この事業は、当協会適正処理委員会(粥川委員長)のメンバーが、適正処理の一層の向上を目指すため、指導・調査チームを編成のうえ、会員の処理施設を訪問指導し、併せて周辺地域をパトロールして不法投棄防止を図ることを目的に行っているものです。

- 訪問施設
飛騨圏域
 - ・ 農事組合法人 清見コンポストセンター (高山市清見町)
 - ・ (有)丸武産業 (高山市丹生川町)
 - ・ (株)マテリアル東海 (下呂市)
 - ・ 飛騨振興局
- 東濃圏域
 - ・ (有)東海バイオ (恵那市)
 - ・ 東濃振興局恵那事務所
- 訪問者
粥川委員長、木村副委員長、竹中副委員長、石田委員、杉下委員、高木委員、丁委員、高木専務理事



適正処理委員会による処理施設巡回指導

○産業廃棄物関係法令等研修会の開催

平成19年11月29日(木)午後1時30分から、岐阜市内の「ウェルサンピア岐阜」において、会員121名の参加を得て、産業廃棄物関係法令等研修会を開催しました。

講習内容は、次のとおりです。

- 平成19年度廃棄物処理法改正関係

- 講師：県廃棄物対策課
大坪 敬明 技術課長補佐
・不適正処理対策
講師：県不法投棄監視課
亀井 洋志 課長補佐
・廃棄物処理法の基礎
講師：県廃棄物対策課
安藤 英樹 技術主査



産業廃棄物関係法令等研修会

○リスクアセスメント推進研修会の開催

平成19年12月18日(火)午後1時30分から、岐阜市内の「ウェルサンピア岐阜」において、会員24名の参加を得て、「産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメント推進研修会」を開催しました。

この研修会は、平成18年4月に施行された労働安全衛生法の改正により「危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)」の実施が努力義務化されたこと、また、産業廃棄物処理業における死傷災害の全産業に占める割合が増加していることから、このリスクアセスメントの周知と導入促進を図るため、中央労働災害防止協会の支援を受けて実施したものです。

研修内容は次のとおりです。

- 講義1 「産業廃棄物処理業者におけるリスクアセスメントの必要性」
講師：当協会リスクアセスメント相談員

- 寿和工業(株) 齊藤 重樹氏
・講義2 「リスクアセスメントの基本と実施に向けて」
講師：(有)グリーン戦略研究所
所長 佐々木雅一氏
・演習「リスクアセスメントの体験」
指導：(有)グリーン戦略研究所
所長 佐々木雅一氏
補助：(社)全国産業廃棄物連合会
安全衛生委員 原 孝敏氏
当協会リスクアセスメント相談員
寿和工業(株) 齊藤 重樹氏
当協会リスクアセスメント相談員
平成舗道(有) 辻 善治氏
中央労働災害防止協会
技術支援部 池田 和博氏



産業廃棄物におけるリスクアセスメント推進研修会

<(社)全国産業廃棄物連合会>

○リスクアセスメント相談員養成研修会の開催

平成19年10月31日(木)に、東京都内の「産業安全会館」において、産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントに関する指導及び相談に対応できる各都道府県協会の相談員を養成するため、中央労働災害防止協会の主催で「産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメント相談員養成研修会」が開催されました。

当協会からは、寿和工業(株) 齊藤重樹氏と平成舗道(有) 辻善治氏に参加して頂きました。

○第6回産業廃棄物と環境を考える全国

大会の開催

平成19年11月22日(木)に、広島市内の「リーガロイヤルホテル広島」において、「第6回産業廃棄物と環境を考える全国大会」(主催:(社)全国産業廃棄物連合会、(財)日本産業廃棄物処理振興センター、(財)産業廃棄物処理事業振興財団)が開催されました。

大会の冒頭で「環境大臣表彰」が行われ、続いて、産業廃棄物処理事業経営塾長の太田文雄氏(元(財)産業廃棄物処理事業振興財団理事長)の基調講演がありました。

また、その後「広島発・产学研タッグで挑む3R」を主題に、パネル討論会が行われました。

今回の全国大会は、「产学研連携」をテーマに、広島を舞台にして、行政担当者、事業者、学識経験者、市民など各界の方々と一緒にあって、循環型社会の形成に向けた地域社会の連携について考えてみようという主旨で実施されました。

当協会からは、坂理事長と高木専務理事が出席しました。

なお、パネル討論会のコーディネーターとパネリストは、次の方々です。



第6回産業廃棄物と環境を考える全国大会

- パネル討論会

コーディネーター

岡田 光正(広島大学教授)

パネリスト

木村 祐二(環境省産業廃棄物課長)
住吉 龍彦(広島県廃棄物対策総括監)
萩原なつ子(立教大学准教授)
迫谷 章(中国電力(株)電源事業本部長)
川本 義勝(社)広島県産業廃棄物協会会長)

2007 NEW環境展・名古屋会場 の開催

平成19年11月14日(水)~16日(金)の3日間にわたり、名古屋市金城ふ頭の「ポートメッセなごや」において、「2007 NEW環境展・名古屋会場」(株)日報アイ・ピー主催)が開催されました。

当協会においては、1小間分を確保し、当協会員の4社が出展されました。

3日間で2万7千人余の入場者があり、当協会のブースでは、出品物等に対する質問や照会が寄せられるなど来場者の関心が高く、盛況の中で終了しました。



「2007 NEW環境展・名古屋会場」の協会出展ブース

なお、出展された会員とその出展品目は、次のとおりです。

- (株)小澤瓦工業

「リサイクル瓦」、「蓄熱レンガ」

- (株)クリエイト

「土壤改良材(カーボサンド)」、「脱臭・
調湿材(カーボサンド)」

- (株)丸善グループ

「環境適応型公営選挙用ポスター掲示板及び副資材」、「同掲示板管理システムのデモ」

・(株)山田林業

「緑化基盤材・有機堆肥(やまりんくん)」

岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会（第8回委員会）の開催

県が設置した岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会の第8回委員会が、平成19年10月31日(水)に県議会西棟第1会議室において開催され、次の議題について審議されました。

また、委員会の開催に先立ち、香川県豊島の不法投棄問題で、この問題の解決にご尽力された石井 亨氏の「豊島の今と産廃行政のあり方」と題しての講演がありました。

当協会からは、委員として後藤副理事長が出席しました。

(1)産業廃棄物処理における規制

- ・産業廃棄物処理施設の設置許可等における手続きの透明性確保
- ・産業廃棄物処理施設の設置等における住民同意

・産業廃棄物の適正処理の確保

(2)産業廃棄物処理における支援

この議題は、次の委員会で議論されることになりました。

産業廃棄物処理関係講習会の受講結果

平成19年度講習会のうち、11月7日(水)と8日(木)に開催された産業廃棄物処理関係講習会の受講結果は、次のとおりです。

・特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

開催日	定員	申込者数	受講者数
11月7日	120人	78人	75人

(会場：岐阜市内の県民ふれあい会館)

・産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（更新）

開催日	定員	申込者数	受講者数
11月8日	120人	128人	124人

(会場：岐阜市内の県民ふれあい会館)



新規加入会員の紹介

平成19年12月12日に開催された第4回理事会で、次のとおり新規会員が承認されました。

【正会員】

会員名 代表者名	住所 電話番号	業の区分	備考
丸栄コンクリート工業 株式会社 代表取締役 棚橋 肇	〒501-6293 羽島市福寿町間島1518 ☎058-393-0221	中間処理業	

(参考) 会員の状況

会員区分	9月6日現在	入会数	退会数	12月12日現在	増減
正会員	370	1	6	365	△5
賛助会員	103	0	2	101	△2
特別会員	2	0	0	2	0
合計	475	1	8	468	△7

社名変更の紹介

(平成19年10月から平成19年12月までに届出のあった分)

区分	新社名	旧社名
正会員	中日本ハイウェイ・メンテナンス 名古屋 株式会社	中部道路メンテナンス 株式会社
正会員	株式会社 船戸商店	船戸 久幸(船戸商店)

《お詫びと訂正》

協会報「ぎふ環境保全」第72号に掲載した「社名変更の紹介」コーナーで、新社名と旧社名を誤って記載したものがありましたので、記載内容を次のとおり訂正し、謹んでお詫び申し上げます。

区分	新社名	旧社名
正会員	有限会社 高井環境	高井 公江(高井商会)

変更届について（お願い）

当協会会員の社名・代表者・所在地・処理業の許可区分等に変更を生じた場合には、お手数ですが、事務局までご連絡くださるようお願いいたします。ご連絡をいただいた後、「変更届」の用紙をお送りします。

なお、正会員にあっては、許可区分及び許可内容等に変更を生じた場合は、この「変更届」に、許可証の写しを添付くださるようお願いします。

[連絡先] 〒500-8384 岐阜市薮田南1-11-12 (岐阜県水産会館内)

社団法人 岐阜県産業環境保全協会 事務局

TEL <058> 272-9293 FAX <058> 272-6764

許可の有効期限にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年です。

許可は更新手続きをしないと失効します。

このようなことにならないよう、許可証の有効期限がいつになっているのか、常に注意しておきましょう。

- 当協会では、岐阜県・岐阜市の許可については、会員企業へ許可満了日到来の1年前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了3ヶ月前に更新の手続きをお知らせしておりますが、他県の許可を取得している方は、特に細心の注意が必要となります。
- 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の更新許可申請に関する講習会を受講していないと更新許可申請は受け付けてもらえません。
更新許可講習会の修了証の有効期限は、発行日から2年以内です。
(都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ確認してください。)
- 許可満了日到来2ヶ月～3ヶ月前に更新許可の申請をするためには、講習会の受講を6ヶ月前位までに済ませておくことをお勧めします。許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなくてはならない場合があり、時間的にも経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。

なお、岐阜県における講習会開催日程等の詳細は、当協会まで電話にてお問い合わせください。

社団法人 岐阜県産業環境保全協会

TEL 058-272-9293

<協会への入会のおすすめ>

— 協会組織の拡充・活性化強化を図るために —

当協会は、産業廃棄物の適正な処理、積極的な再生利用等を推進することにより、生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的活用を図り、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的としています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、より多くの方々の結束が必要であり、組織を更に強固なものとしていくことが、肝要であります。

協会会員の増強につきましては、従来から努力しているところですが、未だ十分とは言えないので現状であります。このため、できるだけ多数の方々に入会いただき、協会組織の強化・活性化を図ることが必要と考えております。

会員各位におかれましては、未加入の処理業者へは正会員に、また、排出事業者には賛助会員として、ご入会をお勧めいただきますよう、お願ひいたします。

○ 入会金 正会員 10,000円

○ 会費 正会員 月額 10,000円
賛助会員 年額 30,000円

○ 入会方法 入会には申込書を提出していただきますので、下記の協会事務局へ電話などでご連絡ください。入会申込書をお送りします。また、受付後、参考資料などをお送りするとともに、入会金及び会費等についてお知らせします。

社団法人 岐阜県産業環境保全協会

〒500-8384 岐阜市薮田南1-11-12

岐阜県水産会館1F

TEL 058-272-9293

FAX 058-272-6764

◎ 会費の納入は便利な口座振替で ◎

会費の納入に便利な口座振替を利用しませんか。

振込手数料がいりません。

銀行などへお出かけになる手間が省けます。

支払日を気にしなくてすみ、安心です。

現在、会員の皆様に約330件のご利用をいただいております。

◆ご利用にあたって◆

1. 最初に一度手続きされれば、金融機関の口座から自動支払いができます。
2. 次の金融機関をご利用できます。その他の金融機関を利用する場合は、事務局へご確認ください。
 - 銀 行 (十六・大垣共立・岐阜)
 - 信 用 金 庫 (岐阜・大垣・西濃・関・東濃・八幡・高山)
 - 信 用 組 合 (岐阜商工・飛騨・益田・イオ・岐阜県医師)
 - 農業協同組合 (岐阜県内のすべての農業協同組合)
 - 労 働 金 庫 (東海労働金庫)
 - 郵 便 局 (全国の郵便局)
3. ご連絡いただければ、預金口座振替依頼書をお送りしますので、ご記入の上ご返送ください。事務局の方で手続きします。
4. お取引金融機関の口座からの振替日は下記のとおりです。ただし、振替日が金融機関休業日の場合は、その翌営業日となります。

・正会員

期	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期
月 日	4月27日	7月27日	10月27日	1月27日
金 額	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円

・賛助会員

4月27日	30,000円
-------	---------

【お申込み・お問い合わせ先】

社団法人 岐阜県産業環境保全協会

☎ 058 (272) 9293 (担当: 大谷)

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の購入方法

産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、下記の方法で購入することができます。

- 当協会事務局へ来所され、直接購入する。（窓口にて「購入申込書」に、ご記入いただきます。）
- 発送により購入する。（FAXによる注文）

発送を希望される方へのご案内

- 次ページの「産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書」に記入漏れのないよう必要事項をご記入の上、FAXでお送りください。
 - 代金の支払いについては、送料は着払い、産業廃棄物管理票代金は発送の際に同封する「郵便払込取扱票」により、到着日を含め10日以内にお振込みください。
 - 各種連続票は、申込書受信後に発行元より取り寄せる場合があります。その場合は、お届けするのに1週間前後かかりますのでご了承ください。
- ☆ 産業廃棄物管理票（(社)全国産業廃棄物連合会発行）、建設系廃棄物マニフェスト（建設九団体副産物対策協議会発行）の書き方等の小冊子を希望される方は、次ページの「産業廃棄物管理票（マニフェスト）申込書」の冊子欄に数量をご記入ください。マニフェストと同送いたしますので、マニフェスト代金と併せてお支払いください。

【お申込み・お問い合わせ先】

社団法人 岐阜県産業環境保全協会

（担当：村瀬）

TEL 058(272)9293

FAX 058(272)6764

社岐阜県産業環境保全協会 御中

FAX 058-272-6764

* No. _____ ~ _____

* No. _____ ~ _____

産業廃棄物管理票（マニフェスト） 購入申込書

次のとおり購入しますので申し込みます。

(単票1箱=100セット、連続票1ケース=500セット入)

管理票（マニフェスト）の区分	種類	単価(円)	数量
産業廃棄物管理票【直行用】7枚綴り 社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
産業廃棄物管理票【積替用】8枚綴り 社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
建設系廃棄物マニフェスト 7枚綴り 建設九団体副産物対策協議会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース

※建設系廃棄物マニフェストは、(社)岐阜県建設業協会においても購入できます。

次のとおり産業廃棄物管理票書き方の小冊子を申し込みます。

産業廃棄物管理票（社団法人全国産業廃棄物連合会発行） 【直行用・積替用】の「マニフェストシステムがよくわかる本」	A5版 54ページ 1冊 110円(実費)	冊
建設系廃棄物マニフェスト（建設九団体副産物対策協議会発行）の「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」	A4版 34ページ 1冊 120円(実費)	冊

平成 年 月 日 テー
住 所

会社名

代表者氏名又は

取扱責任者氏名 印

電話番号

FAX番号

(注) *印の欄は、記入しないでください。

支払	振込No
方法	現金
整理	

保全協会報「ぎふ環境保全」編集委員

委員長 野 村 清 晴

副委員長 山 口 繁

委 員 天 池 孝 一

川 合 清 和

大 野 安 一

野々村 清

兼 松 誠 吾

服 部 康 夫

編 集 後 記

新春を寿ぎ皆さまのご多幸を心より祈念申し上げます。本年も本誌ご愛読のほど謹んでお願い申し上げます。

さて、昨年は一躍全国的に有名になった企業が何社かありました。不二家、ミートホープ、白い恋人の石屋製菓、赤福、比内鶏、ニチアスそして年末には高級料理で有名な船場吉兆など会社の事業内容はよく知らなくても、どんなことをした会社かは誰でもご存知のことだと思います。

そうです。消費者を騙して不当にも私利私欲を永年にわたって貪(むさぼ)ってきたことが、白日のもとに曝(さら)されてその名を全国に轟かせたことあります。経営責任者のお詫び会見では申し合わせたようにいずれの経営者も「認識が甘かった」と発言していました。

問題はどのような認識が甘かった、かということあります。残念ながらその説明は聞かれませんでしたが、およそ次のケースが考えられます。

① 決してばれないと思っていた認識が甘かった。

② 会社のためにやっていることで、悪いことをしているという認識が甘かった。

③ ばれた時、こんなにひどい目に合うと言う認識が甘かった。

いずれにしても、会社は大打撃を受け、従業員や取引先、お客様などに大変迷惑をかけて信頼を一挙に失いました。お客様を騙した会社という汚名はなかなか消えないでしょう。

さて、我が業界にあっても不法投棄などで、世間様の指弾を受けることがしばしば見受けられます。単に一業者の問題でなく業界全体の信頼を失う、という事態を招くだけにその影響は計り知れないものがあります。よくよく自戒して、誠実に事業経営に当たりたいものであります。

[言葉の宝石]

「天知る、地知る、己知る」(出展不知)

誰も知らない、ということでも天と地と自分の最低三人は知っている、という意味です。悪事は必ずばれるもの、という認識を肝に刻むべきでしょう。

記 Y.O

平成20年1月15日発行

第73号

編集発行 社団法人岐阜県産業環境保全協会

理事長 坂 志 郎

〒500-8384 岐阜市萩原南1丁目11番12号 岐阜県水産会館1階

TEL <058>272-9293

FAX <058>272-6764

URL <http://www.ccom.or.jp/gifu-hozon/>

印 刷 共 和 印 刷 株 式 会 社



協会のシンボルマーク



日本興亜損害保険株式会社

岐阜支店営業第1課 担当 折笠 TEL <058>253-9822

クリーンな社会づくりをめざす
21世紀のパイオニア

とし わ
寿和工業株式会社

環境計量証明事業（岐阜県濃度18号）

業務内容 廃棄物・水質・土壤・臭気の分析等を行っています

産業廃棄物

- 溶出試験
- 含有試験

水 質

- 地下水
- 河川水
- 湖沼水
- 工業用水
- 浄化槽放流水
- 工場排水、など

土 壤

- 底質
- 田、畑土、など

肥 料

- 有機肥料
- 化学肥料
- 食害栽培試験

臭 気

産業廃棄物収集運搬・最終処分業（管理型）

産業廃棄物処理業

(処分業) ・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず
・廃油（タールビッチ） ・13号廃棄物

(収集運搬業) ・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず
・廃油 ・13号廃棄物 ・廃酸 ・廃アルカリ

特別管理産業廃棄物処理業

(処分業) ・特定有害廃石綿等

(収集運搬業) ・特定有害廃石綿等 ・引火性廃油 ・腐食性廃酸 ・腐食性廃アルカリ
・感染性産業廃棄物 ・特定有害廃油 ・特定有害廃酸 ・特定有害廃アルカリ
・特定有害燃え殻 ・特定有害汚泥 ・特定有害ばいじん

※許可内容詳細についてはご相談ください。

建設業

環境関連機器販売

排出業者の皆様へ

産業廃棄物の処理について、
お困りの点・お悩みの点など
ございましたら、何なりと、
下記までご連絡ください。

本社／〒509-0214 岐阜県可児市広見一丁目47番地
TEL. (0574) 62-2121 (代) FAX. (0574) 62-6661

電子マニフェストに関するお知らせ

電子マニフェスト普及促進キャンペーン期間を延長します。

電子マニフェスト普及促進キャンペーン期間(平成19年9月30日まで)を平成20年1月31日まで延長します。なお、本キャンペーンは、今回の延長をもって終了することとしていますので、是非、この機会にご加入ください。

実施期間	平成20年1月31日まで		
対象者	キャンペーン期間中の加入者及び加入申込者(期間内消印のある加入申込書を対象とします。)		
特典 (加入料無料)	<p>〈加入料〉</p> <p>●排出事業者 A料金 5,250円 ⇒ 無料 B料金 3,150円 ⇒ 無料</p> <p>●收集運搬業者 5,250円 ⇒ 無料</p> <p>●処分業者 5,250円 ⇒ 無料</p>		

注1) 本キャンペーンによって加入していただいた場合、「加入料」は無料となりますが、「基本料」と「使用料」は加入申込書に記載された「利用開始希望日」から課金されます。

注2) 加入申込書に記載していただく利用開始希望日は、加入申込み日から6ヶ月以内とさせていただきます。

少量排出事業者団体加入制度が導入されます。

平成19年10月1日から医療業(診療所)、ガソリンスタンド等の少量排出事業者の皆さんがまとまって加入した場合は、B料金の基本料を不要とする従量制の料金(少量排出事業者団体加入料金)とすることができます。

本団体加入は以下のすべての条件を満たす必要があります。

- ① 排出事業者の加入者数が30以上であること。
- ② 利用代表者を指定すること。
- ③ 利用代表者は、支払代行者^(注)として必要な手続きを取り、団体加入した個々の加入者の利用料金を支払うこと。(年1回、更新時に利用代表者に利用料金を請求します。)
- ④ 情報処理センターからの運営上のお知らせは、原則として、利用代表者に連絡するものとし、当該利用代表者が団体加入した個々の加入者に伝達すること。

(注)支払代行者とは、JWNET加入者の利用料金を代行して支払う方です。

排出事業者利用料金

料金区分	少量排出事業者 団体料金	参考(現行の排出事業者利用料金)	
		B料金	A料金
加入料 (加入時のみ)	3,000円 (税込3,150円)	3,000円 (税込3,150円)	5,000円 (税込5,250円)
基本料 (年額)	不要	40件まで 2,000円 (税込2,100円)	25,000円 (税込26,250円)
使用料 (登録情報1件につき)	60円 (税込63円)	41件から 60円 (税込63円)	10円 (税込10.5円)
年間登録件数によりメリットがある料金区分	33件以下	34~508件	509件以上

少量排出事業者
団体加入の申込
み手続き等の詳
細につきまして
は、JWNET
ホームページに
掲載しております
ので、ご参照
ください。

○更新時にA料金、B料金、少量排出事業者団体料金の変更ができます。



お問合せ先：財日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター

TEL：03-3668-6513 FAX：03-3668-7323



自然に優しい未来を築きたい

We Love Nature & Future



HATSURI
KIMURA
CORPORATION

株式会社
はつり
研木村

■本社
〒503-0856 岐阜県大垣市新田町5丁目22番地
TEL(0584)89-7195(代) FAX(0584)89-7978

■研木村リサイクルセンター
〒503-0993 岐阜県大垣市荒川町東大グラ917-1
TEL(0584)92-2823 FAX(0584)92-1004



「クリーンな県土」と「産業の活力」に貢献



TAKAI

産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、名古屋市、三重県、滋賀県、福井県、京都府)

許可品目

燃え殻、廃アルカリ、繊維くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、廃プラスチック類、動植物性残渣、廃油、紙くず、ゴムくず、廃酸、木くず、金属くず

積替保管

(岐阜県)

許可品目

廃油、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、繊維くず

特別管理産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

特別管理産業廃棄物中間処理業

(焼却、中和)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

産業廃棄物中間処理業

(焼却、破碎、圧縮、切断、脱水、中和)

許可品目

汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃酸、廃アルカリ

電子マニフェストを導入しています

産業廃棄物の処理は
タカイ商事にご相談下さい

産業廃棄物総合焼却処理工場



〒501-1183

岐阜県岐阜市則松1469番地の3

TEL (058) 239-9931

FAX (058) 239-9828

E-Mail takaisho@sweet.ocn.ne.jp

URL <http://www4.ocn.ne.jp/~sanpai/>

企 業 理 念

“安全で安心”循環型社会の創造は
私たちの使命です



有限会社 海津リサイクルセンター

「廃棄物は貴重な資源」でありその適正な処理は、生活環境および自然環境(環境アセスメント)の保全を図る上で極めて重要なことあります。創業精神である「再資源・再利用・再使用・転用化」を目指して、一般廃棄物、産業廃棄物の収集・運搬・処理・処分のトータルシステムの確立に取り組んでおります。

環境保全と循環型社会構築を使命とする企業として、環境に関するグローバルスタンダードである『ISO14001』認証を取得いたしました。

私どもは「自らの事業活動で発生する環境負荷の低減」という課題にも、積極的に取り組んでおります。



有限会社 海津リサイクルセンター

〒503-0643 岐阜県海津市海津町札野434
Tel.0584-53-3103 Fax.0584-53-3104

<http://www.satomasa.co.jp> E-mail : info@satomasa.co.jp

サトマサ株式会社

〒496-0045 愛知県津島市東柳原町1-26
Tel.0567-28-3103 Fax.0567-26-4843



社団法人 岐阜県産業環境保全協会